

佐倉市法定外公共物占用料

(平成28年4月1日)

変 更 前					変 更 後						
種別			単位		占用料	種別			単位		占用料
工作物	電柱類	本柱	1本につき	1年	1,200円	道路法第3 2条第1項 第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき	1年	630円	
		小柱及び支線柱	1本につき	1年	1,000円		第2種電柱	1本につき	1年	970円	
			電話柱	1本につき	1年		700円	第3種電柱	1本につき	1年	1,300円
				共架柱	1本につき		1年	700円	第1種電話柱	1本につき	1年
		その他の柱類	1本につき	1年	2,150円		第2種電話柱	1本につき	1年	900円	
	広告塔	1平方メートルにつき		1年	4,300円		第3種電話柱	1本につき	1年	1,200円	
		送電塔	1平方メートルにつき		1年		950円	その他の柱類	1本につき	1年	56円
	公衆電話所		1個につき		1年		2,100円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	1年	5円
		その他のもの	1メートルにつき		1年		64円	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき	1年	3円
			1平方メートルにつき		1年		990円	路上に設ける変圧器	1個につき	1年	550円
水管、下水道	外径8センチ	1メートルにつき		1年	140円		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき	1年	330円	
							変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	1年	1,100円	
							道路法第3	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき	1年	470円
								広告塔	占用面積1平方メートルにつき	1年	2,200円
								その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	1年	1,100円
						道路法第3	外径が0.07メー	長さ1メートルに	1年	110円	

管、ガス管その他これらに類する施設	メートル未満のもの			
	地下埋設物	外径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1メートルにつき	1年
				270円
		外径30センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき	1年
				570円
鉄道、軌道その他これらに類する施設		外径1メートル以上のもの	1メートルにつき	1年
				950円
	附帯施設		1平方メートルにつき	1年
歩廊、雪よけその他これらに類する施設				950円
				990円

2条第1項第2号に掲げる物件	トル未満のもの	つき		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	110円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	210円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	210円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	210円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	450円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	450円
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	450円
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートルにつき	1年	760円
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき	1年	1,100円
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空通路	占用面積1平方メートルにつき	1年	540円
	地下通路	占用面積1平方メートルにつき	1年	540円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	1年	540円

地下街、地下室、通路その他これらに類する施設			1平方メートルにつき	1年	450円
露店、商品置場その他これらに類する施設			1平方メートルにつき	1日	100円
看板その他これに類するものの	看板	看板	1平方メートルにつき	1年	3,600円
		電柱巻付看板等	1平方メートルにつき	1年	1,400円
	標識		1平方メートル又は1基につき	1年	950円
	横断幕及び旗ざお類		1平方メートル又は1基につき	1日	100円
	アーチ		1基につき	1箇月	2,600円
	工事用施設及び工事用材料			1平方メートルにつき	1箇月
仮設建築物等			1平方メートルにつき	1箇月	100円
流水	工業用水に供するもの	毎秒1リットルにつき	1年		2,500円

道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき	1日	22円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき	1月	220円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	1月	220円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき	1年	2,200円
	標識		1本につき	1年	900円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき	1日	22円
		その他のもの	1本につき	1月	220円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき	1日	22円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき	1月	220円

	その他の用に供するもの	毎秒1リットルにつき	1年 250円

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき	1月	2,200円
		その他のもの	1基につき	1月	1,100円
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき	1年	1,100円
	政令第7条第4号に掲げる工施用施設及び同条第5号に掲げる工施用材料		占用面積1平方メートルにつき	1月	220円
	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき	1月	110円
流水	工業用水に供するもの		毎秒1リットルにつき	1年	2,500円
	その他の用に供するもの		毎秒1リットルにつき	1年	250円

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若

しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。